

## 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正に伴い、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成15年滋賀県条例第2号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例において、基金の設置目的および処分を可能とする場合の追加などの所要の規定整備を行うこととします。

### 3 その他

この条例は、公布の日から施行することとします。

## 議第 号

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 22 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成 15 年滋賀県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国民健康保険事業」を「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 68 条の 2 第 1 項に規定する広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に、「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 2 」を「同法第 68 条の 3 」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（処分）

第 6 条 知事は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

- (1) 広域化等支援方針の作成および広域化等支援方針に定める施策の実施に要する経費に充てる場合
- (2) 国民健康保険事業の運営の広域化に係る貸付金の貸付けおよび交付金の交付を行う場合
- (3) 国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付けを行う場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例新旧対照表 (案)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険事業の運営の広域化および国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の2の規定に基づき、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条から第5条まで 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>知事は、国民健康保険事業の運営の広域化に係る貸付金の貸付けおよび交付金の交付ならびに国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針(以下「広域化等支援方針」という。)の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化および国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、同法第68条の3の規定に基づき、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条から第5条まで 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>知事は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</u></p> <p>(1) <u>広域化等支援方針の作成および広域化等支援方針に定める施策の実施に要する経費に充てる場合</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険事業の運営の広域化に係る貸付金の貸付けおよび交付金の交付を行う場合</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金の貸付けを行う場合</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の改正概要

### 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金の概要

国民健康保険法に基づき、国保事業の運営の広域化・財政の安定化に資する事業に必要な資金に充てるため、  
**425,520千円の基金**を造成(国1/2・県1/2)

#### 1 保険財政広域化支援事業

(保険財政の円滑な広域化を支援)

広域化等を行う市町に対し、貸付事業・交付事業を実施。

#### 2 保険財政自立支援事業(貸付事業)

(国保財政の自立・安定的運営を支援)

国保財政赤字が見込まれる市町に対して、その赤字を一時的に補填するため無利子貸付を実施。

貸付実績

H18:150,000千円 H19: 65,000千円  
H20:125,000千円 H21: 17,000千円  
4市に貸付中  
H21年度末基金残高:198,897千円

### 基金条例改正の概要

- (1) 法改正による条ずれの修正(国保法 第75条の2 第68条の3)
- (2) 広域化等支援方針にかかる経費への基金活用

国保法改正により、「広域化等支援方針」に定める施策の実施に対して、基金からの支出が可能。

広域化等支援方針の作成に係る調査研究

広域化等支援方針に定める共同事業の調整

広報啓発事業

従来、ほぼ貸付金に用途が限定されていた基金(運用益を含む)を「広域化等支援方針」に係る経費に充当できるようになり、効果的に事業に経費を充当できるようになる。

ただし、基金元本は貸付金としての役割が大きく、**運用益の範囲内で事業経費に充当するものとする。**

(H21年度運用益実績:約870千円 H14からの累計8,377千円)